

答申第 1155 号

諮問第 1818 号

件名：一般監視履歴検索結果一覧の一部開示決定に関する件

答 申

1 審査会の結論

愛知県知事（以下「知事」という。）が、一般監視履歴検索結果一覧（以下「本件行政文書」という。）の一部開示決定において、監視内容の詳細が分かる部分を不開示としたことは妥当である。

2 審査請求の内容

(1) 審査請求の趣旨

本件審査請求の趣旨は、審査請求人が愛知県情報公開条例（平成 12 年愛知県条例第 19 号。以下「条例」という。）に基づき令和 6 年 8 月 30 日付けで行った開示請求に対し、知事が同年 9 月 11 日付けで行った一部開示決定の取消しを求めるというものである。

(2) 審査請求の理由 （略）

3 実施機関の主張要旨

実施機関の弁明書における主張は、おおむね次のとおりである。

(1) 本件行政文書について

本件行政文書は、食品衛生法（昭和 22 年法律第 233 号。以下「法」という。）第 28 条第 1 項に基づき、愛知県江南保健所（以下「江南保健所」という。）が、食品営業施設である F 販売所（以下「本件事業者」という。）に対して特定年月日 C 及び特定年月日 G に監視を行った際の記録として作成した文書であり、本件行政文書には、台帳番号や営業者名等の事業者が分かる情報、監視年月日、担当監視員名、監視項目、採点、指導事項等が記載されている。

なお、江南保健所が食品営業施設に対して監視を行った際は、本県において運用している食品営業許可事務処理システム（以下「システム」という。）に監視内容を入力しており、本件行政文書は、システムから出力した文書である。

(2) 本件審査請求について

審査請求人は、審査請求書において、監視内容の詳細が分かる部分として不開示とした部分のうち監視項目（不適項目に×）及び指導事項（以下

「審査請求対象部分」という。)を取り消す裁決を求めると記載したうえで、当該部分について、条例第 7 条第 3 号イを適用せず、同号ただし書を適用して開示すべき旨を、また、その理由付記について、単に不開示の根拠規定を示したに過ぎず判例法に違反しており違法である旨を主張している。

したがって、審査請求対象部分の条例第 7 条第 3 号イ及び同号ただし書該当性並びに理由付記の適法性について以下述べる。

(3) 条例第 7 条第 3 号イ該当性について

指導事項の欄には本件事業者の施設・設備の衛生管理計画等の内部管理情報に関する指導内容が記載されている。

また、監視項目（不適項目に×）の欄には本件事業者に対する監視結果が分かる情報が記載されており、監視項目は厚生労働省のホームページにおいて公表されている。

これらの部分を開示した場合、本件事業者が、どのような内容の指導を受けたか、またどのような監視項目に関して、適・不適の採点を受けたか明らかとなることで、本件事業者の社会的評価の低下につながるおそれがある。

さらに、法第 69 条は、「都道府県知事は、食品衛生上の危害の発生を防止するため、この法律又はこの法律に基づく処分に違反した者の名称等を公表し、食品衛生上の危害の状況を明らかにするよう努めるものとする。」と規定しており、本県においては、法に基づく処分の違反事例等については、事業者名や指導内容等を公表している。当該公表に至らない段階において、本件事業者に対する監視結果及び指導内容を公にすることは、本件事業者が法令違反を行ったかのような憶測を生じさせることにより、本件事業者の社会的評価の低下につながるおそれがある。

よって、審査請求対象部分を公にすることは、本件事業者の権利、競争上の地位その他正当な利益を害するおそれがあるため、審査請求対象部分は、条例第 7 条第 3 号イに該当する。

(4) 条例第 7 条第 3 号ただし書該当性について

条例第 7 条第 3 号ただし書の「人の生命、健康、生活又は財産を保護するため、公にすることが必要であると認められる」場合とは、一般的・客観的観点から、不開示とすることにより保護される利益と開示することにより保護される人の生命等を比較衡量し、後者が優越する場合であり、具体的には事業者の事業活動により生じる危害又は支障が現実が発生している場合のほか、その発生の蓋然性が高い場合において、当該事業活動に関する情報の開示がその危害若しくは支障を排除し、拡大を予防し、または発生を予防するために必要な場合をいうと解される。

本件行政文書の審査請求対象部分に記載された情報を公にすることが、人の生命等に対する危害若しくは支障を排除し、拡大を予防し、または発生を予防するために必要であるとは認められないことから、開示することにより保護される人の生命等の利益が、不開示とすることにより保護される利益を上回るとは言えない。

したがって、審査請求対象部分は、条例第 7 条第 3 号ただし書に該当しない。

(5) 本件一部開示決定通知書における不開示とする根拠規定及び理由付記について

審査請求人は、審査請求書において、前記(2)に記載のとおり、単に不開示の根拠規定を示すだけの理由付記となっており、違法である旨を主張している。

本件一部開示決定通知書においては、開示しないこととした部分が具体的に記載されているほか、開示しないこととした根拠規定だけでなく、当該規定を適用する理由についても記載されており、これらの記載から、不開示部分が条例第 7 条第 3 号イに該当することの根拠を了知し得るものであり、これをもって公開することによる不利益も了知し得るものであるため、理由付記は適法に行われている。

(6) 審査請求人のその他の主張について

審査請求人は、審査請求書において、「台帳番号、許可番号、営業者、施設の名称、屋号または商号、施設の所在地」を非開示にして、指導内容（監視項目（不適項目に×）と指導事項）を開示した場合、江南保健所管轄区域には同業他社が数多く存在するため、本件事業者に対して指導を行ったことが公になるとは認められない旨主張しているが、本件開示請求は、特定の事業者を指定してなされたものであることから、審査請求人の主張は失当である。

4 審査会の判断

(1) 本件行政文書について

本件行政文書は、特定年月日 C 及び特定年月日 G において、江南保健所が本件事業者に対して法第 28 条第 1 項に基づく監視を行った際の記録として作成した文書である。

実施機関は本件行政文書のうち、監視内容の詳細が分かる部分を条例第 7 条第 3 号イに該当するとして不開示としているところ、審査請求人は審査請求書において当該部分の開示を求めており、また、その理由付記に違法がある旨を主張していることから、当該部分の不開示情報該当性及び理由付記の適否について、以下検討する。

(2) 条例第 7 条第 3 号イ該当性について

ア 実施機関によれば、法第 69 条は、「都道府県知事は、食品衛生上の危害の発生を防止するため、この法律又はこの法律に基づく処分に違反した者の名称等を公表し、食品衛生上の危害の状況を明らかにするよう努めるものとする。」と規定しており、公表に至らない段階において監視内容の詳細が分かる部分を開示した場合には、本件事業者の社会的評価の低下につながるおそれがあるとのことである。

イ 審査請求人は審査請求書において、尾張県民事務所廃棄物対策課（以下「廃棄物対策課」という。）に開示請求を行ったところ指導内容の開示を受けた旨を主張している。

当審査会において実施機関から説明を聴取したところ、江南保健所では、廃棄物やそれに関する指導業務については所管しておらず、食中毒の防止など飲食による健康被害の発生を防止する食品衛生法に関する業務を行う江南保健所と産業廃棄物の対策等を行う廃棄物対策課では、それぞれの業務範囲やその内容、関係規律、業務上作成される文書やその記載内容も異なるとのことである。そして、本件行政文書は、食品衛生法に基づく監視に際して作成された文書であり、同法第 69 条に規定されているとおり、事業者名や指導内容等の公表は食品衛生上の危害の発生を防止するために行うものであって、監視内容の詳細が分かる部分を開示した場合には、当該事業者に対する過度な制裁となり得るなど、本件事業者の社会的評価の低下につながるおそれがあるとのことである。

ウ また、審査請求人は審査請求書において、監視内容の詳細が分かる部分を開示することが人の生命、健康、生活又は財産を保護するために必要である旨を主張している。

当審査会において監視内容の詳細が分かる部分を見分したところ、法第 28 条に基づく本件事業者に対する監視において、どのような監視項目に関して、適・不適の採点を受けたかや、指導事項や特記事項の有無が明らかとなる情報が記載されていた。これらの情報は、公にすることが人の生命、健康、生活又は財産を保護するために必要な情報であるとは認められず、本件事業者の名称や指導内容等について、法第 69 条に基づく公表がなされていないことを踏まえれば、開示することにより本件事業者の社会的評価を低下させ、過度な制裁となり得るなど、本件事業者の権利、競争上の地位その他正当な利益を害するおそれがあるものと認められる。

エ よって、監視内容の詳細が分かる部分は、条例第 7 条第 3 号イに該当する。

(3) 理由付記について

当審査会において、本件一部開示決定通知書の記載内容を確認したところ、不開示とした根拠規定のほか、不開示とした部分及びその理由についても審査請求人において了知し得る程度に示されており、本件一部開示決定にかかる理由付記に不備があるとは認められない。

(4) 審査請求人のその他の主張について

審査請求人のその他の主張については、当審査会の判断に影響を及ぼすものではない。

(5) まとめ

以上により、「1 審査会の結論」のとおり判断する。

(審査会の処理経過)

年 月 日	内 容
6 . 1 2 . 1 1	諮問（弁明書の写しを添付）
7 . 2 . 6	審査請求人からの反論書の写しを実施機関から受理
7 . 6 . 6	審査請求人から意見書を受理
7 . 6 . 1 8 (第 707 回審査会)	実施機関職員から不開示理由等を聴取
同 日	審査請求人の意見陳述を実施
同 日	審議
7 . 7 . 1 7 (第 709 回審査会)	審議
7 . 8 . 2 8	答申